

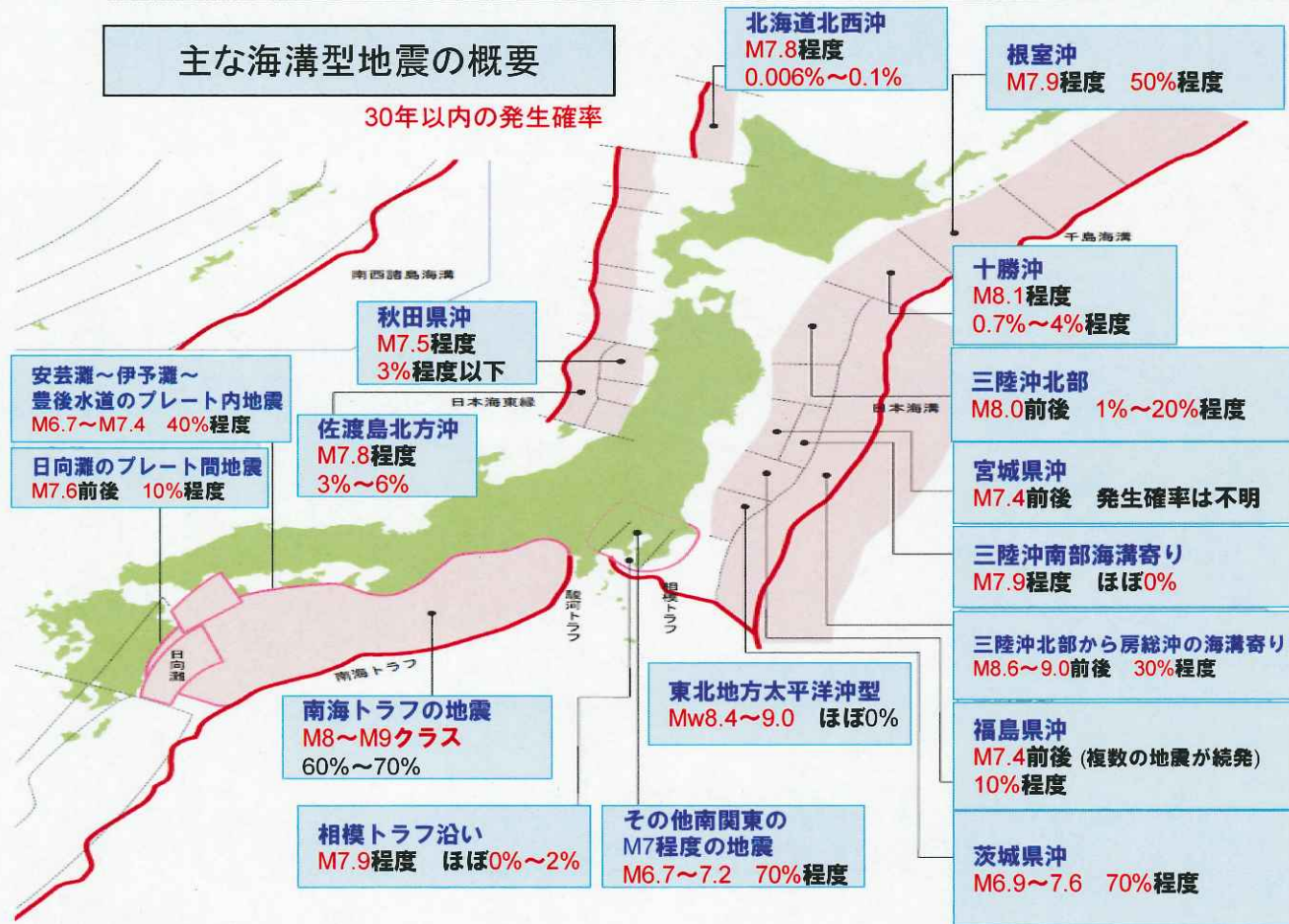
# III 半島地域に対する財政等支援措置の充実について

## 1. 防災・減災対策の充実

半島地域は、三方を海に囲まれ、急峻な傾斜地が多く、風水害や土砂災害、地震・津波等の災害に対して極めて脆弱。  
 特に、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模の大規模災害に備えた対策が必要。

### 主な海溝型地震の概要

30年以内の発生確率



### 近年の半島地域の風水害

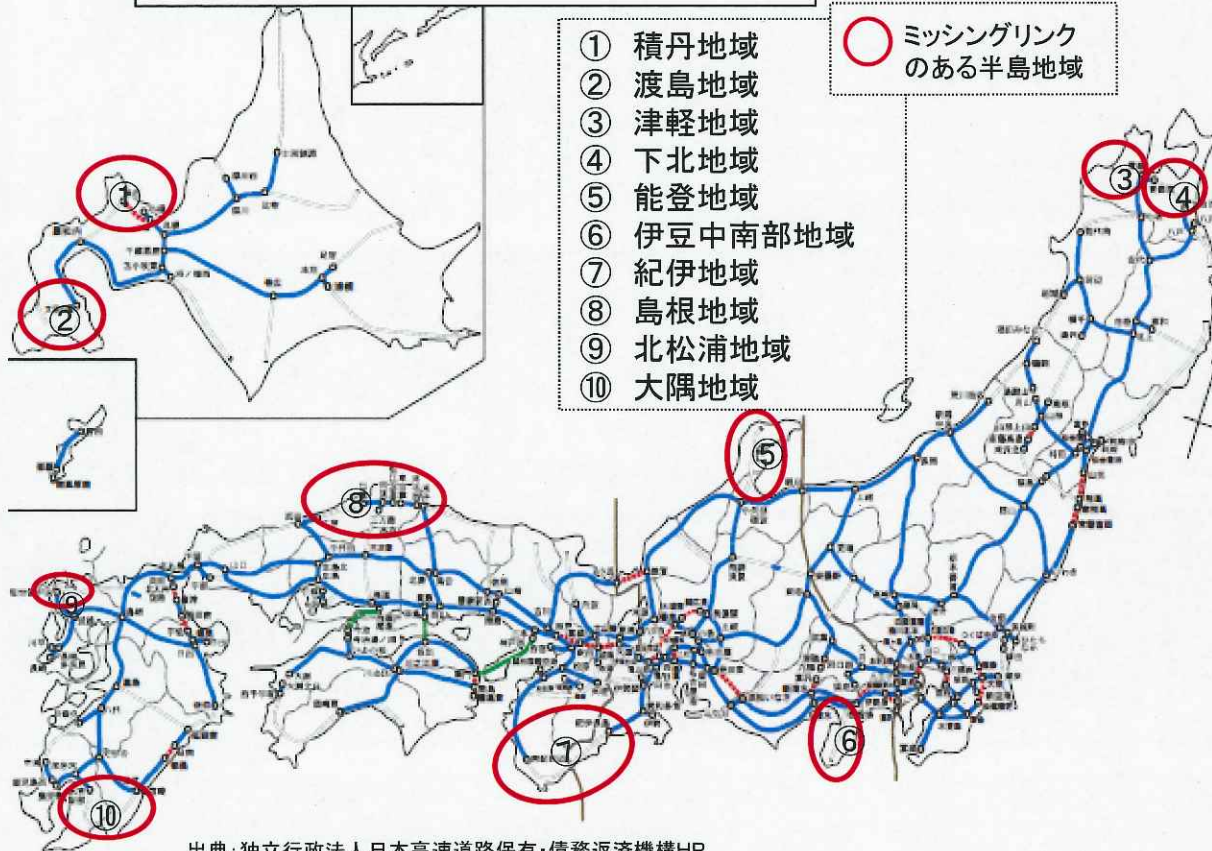
- 九州北部豪雨災害 (H21.6)  
(山口県・佐賀県など)
- 台風18号災害 (H21.10)  
(三重県・奈良県)
- 梅雨前線災害 (H22.6)  
(広島県・佐賀県)
- 台風9号災害 (H22.9)  
(静岡県)
- 台風6号災害 (H23.7)  
(三重県・和歌山県・高知県)
- 紀伊半島大水害 (H23.9)  
(三重県・奈良県・和歌山県)

# III 半島地域に対する財政等支援措置の充実について

## 1. 防災・減災対策の充実

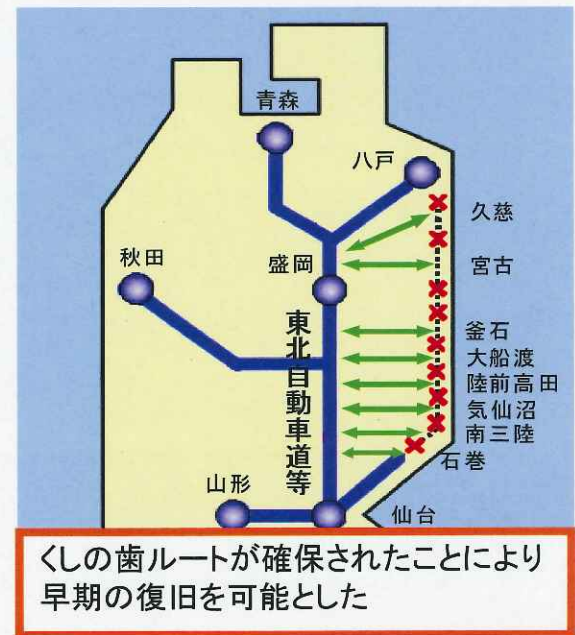
資料2

### 高規格幹線道路のミッシングリンク



出典：独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構HP

### 東日本大震災における「くしの歯」ルート



- ・半島地域の孤立化を防止し、迅速な救援活動を可能にするため、高規格幹線道路などのミッシングリンクの解消やリダンダンシー確保のためのくしの歯ルート・代替路の整備など多重的な道路網の整備促進が必要
- ・風水害や土砂災害、地震・津波等の災害に対する避難場所・避難路・避難ビル等の整備に係る支援が必要

# III 半島地域に対する財政等支援措置の充実について

## 2. 社会基盤・生活環境の整備及び福祉施策の推進

資料3

### (2) 生活環境の整備

半島地域における携帯電話のサービスエリアの拡大、超高速ブロードバンドの利用可能エリアも整備が進められているが、全国水準と比較すると格差がある。

#### 携帯電話サービスのエリア外人口率の推移

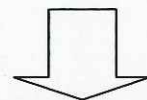
|          | 平成20年度末 | 平成23年度末 |
|----------|---------|---------|
| 半島地域     | 0.4%    | 0.2%    |
| 全国       | 0.1%    | 0.1%    |
| 半島を除く地方圏 | 0.2%    | 0.1%    |

(注)総務省総合通信基盤局調べ。

#### 超高速ブロードバンド利用可能世帯率

|          | 平成24年3月 |
|----------|---------|
| 半島地域     | 88.4%   |
| 全国       | 97.3%   |
| 半島を除く地方圏 | 95.6%   |

(注)全国については、総務省総合通信基盤局調べ。半島地域、半島を除く地方圏については、総務省提供資料より国土交通省にて集計。



**・ 情報通信基盤整備や携帯電話不感地域解消のための財政上の措置その他支援措置の充実が必要**

# III 半島地域に対する財政等支援措置の充実について

## 2. 社会基盤・生活環境の整備及び福祉施策の推進

資料4

### (3) 保健・医療・福祉施策の推進

救急医療機関へのアクセス時間が30分以内圏の人口の割合は、半島と全国との間に3倍以上の差が認められる。

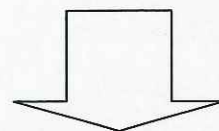
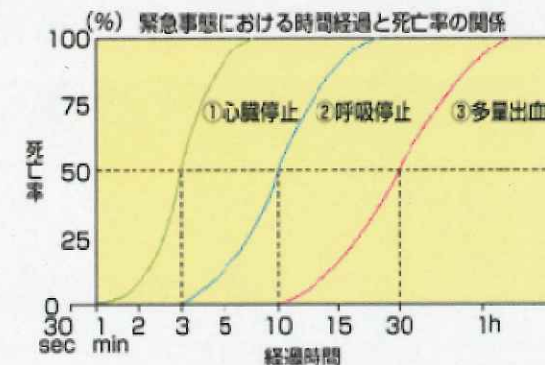
救急医療機関へのアクセス時間時間別の人口割合

|       | 30分以内圏 | 60分以内圏 | 90分以内圏 |
|-------|--------|--------|--------|
| 半島地域* | 21.6%  | 62.6%  | 80.8%  |
| 全国**  | 71.8%  | 92.1%  | 97.0%  |

(注) \*1kmメッシュごとに最寄りのICからの運転時間距離((財)日本デジタル道路地図協会「全国デジタル道路地図データベース」(平成22年8月)を使用)を算定した。(2011年)救急救命施設は、日本救急医学会「全国救命救急センター設置状況」(2012年12月31日現在)の256施設を対象としている。

\*\* 平成20年度国土交通白書第1章第2節

【(参考)カーラーの救命曲線】



- ・ 道路整備を進めるとともに、ドクターヘリの活用などによる救急医療体制整備に対する財政支援措置の充実が必要  
(その他)
- ・ 少子・高齢化に対応した、子育てや介護サービス等の充実

# III 半島地域に対する財政等支援措置の充実について

## 3. 地域の特性を活かした産業振興

資料5

半島地域における工業集積度は全国と比較すると低く、また事業所の開業率も低い状況である。

### <工業集積度>

半島地域 : 0.53

全国 : 1.00

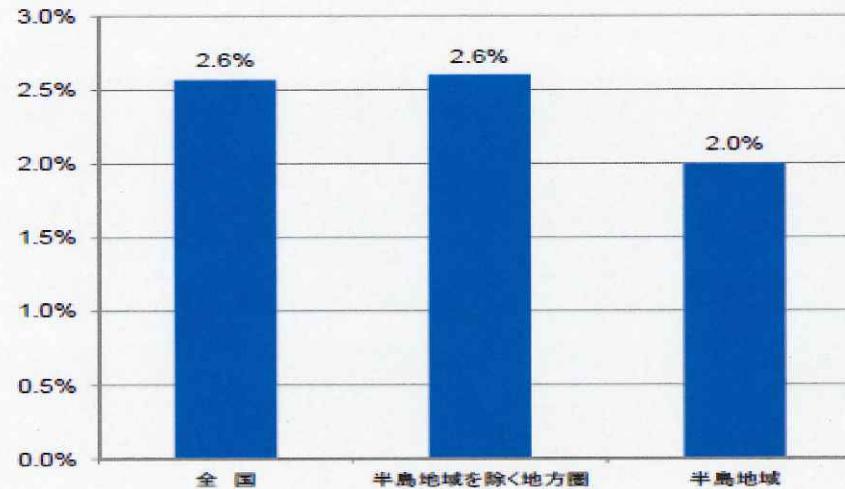
(平成21年)

(資料)経済産業省「工業統計」

※工業集積度は、(人口一人あたり粗付加価値額(地域)÷人口一人あたり粗付加価値額(全国)+可住地面積1km<sup>2</sup>あたり製造品出荷額等(地域)÷可住地面積1km<sup>2</sup>あたり製造品出荷額等(全国))÷2により算出される数値

※半島地域の工業集積度は、関係市町村の単純平均値

開業率(平成19~21年)



(資料)総務省「事業所・企業統計調査」(平成18年)、総務省「平成21年経済センサス基礎調査」

(注) 開業率は、年平均の開業事業所数(平成21年経済センサス基礎調査により2007年1月~2009年7月に開業した事業所数から算定)を期首(2007年)において存在していた事業所数(事業所・企業統計調査から把握)で除したものである。

・ 新規事業所の開業を促すため、地方税の課税免除を可能とするなどの優遇措置が必要

### III 半島地域に対する財政等支援措置の充実について

#### 3. 地域の特性を活かした産業振興

資料6

全国に広がる野生鳥獣被害について、中山間地域が多い半島地域では、より深刻である。

#### <全国の野生鳥獣被害状況>

被害金額

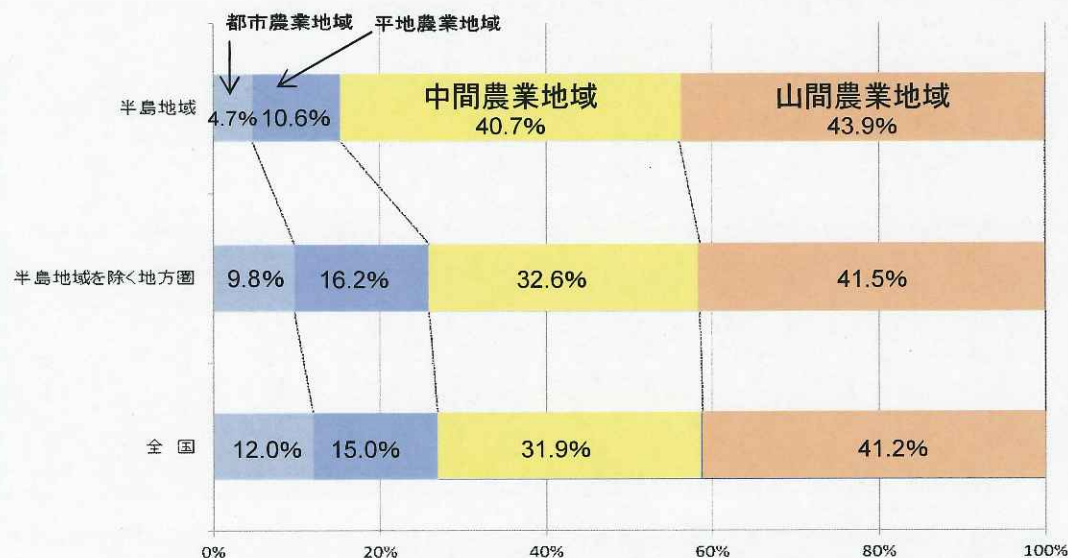
H19年度 185億円

H23年度 226億円

41億円増(22%増)

出典: 農林水産省HP

農業地域類型別の総土地面積



(資料) 農林水産省「2005年農林業センサス」を基に国土交通省で集計

・野生鳥獣害被害の防止・低減に向けて、管理捕獲・防護への財政支援などの対策が必要

### III 地方財政基盤の確立について

#### 1. 半島対策事業債（仮称）の創設

資料7

## 半島地域の不利性を解消するためのハード整備を支援

- ◆事業主体：道府県、市町村
- ◆事業対象：国の認定を受けた事業計画に位置づけられたハード事業
- ◆起債充当率100%、元利償還の7割を交付税措置（過疎対策事業債並み）

### 道府県

#### 道路整備

「産業振興、観光・交流、また災害対応等のための道路」の整備

#### 防災対策

高台移転（用地造成・公共施設整備）

広域的災害用備蓄倉庫の整備

河川水門・樋門の自動化・遠隔操作化

#### 生活・情報

広域コミュニティバス等の移動手段確保  
（通勤・通院・買い物等）

### 市町村

#### 道路整備

「生活道路」の整備

#### 防災対策

高台移転（用地造成・公共施設整備）

災害用備蓄倉庫の整備

避難路・避難タワー整備

#### 生活・情報

コミュニティバス等の移動手段確保

超高速ブロードバンド整備

# IV 地方財政基盤の確立について

## 2. 半島対策交付金（仮称）の創設

- ◆目的：半島地域の自立的発展・活性化のために必要な取り組みを支援
- ◆事業主体：道府県、市町村
- ◆対象事業：国の認定を受けた事業計画に位置づけられたソフト事業

| 分野    | 道府県  | 市町村  |
|-------|--|--|
| 産業振興  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域資源を活かした高付加価値商品の研究・開発</li> <li>半島地域の資源を活用した再生可能エネルギーの研究・開発</li> <li>農林水産物の国内・海外プロモーション</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>半島地域の資源を活用した再生可能エネルギーの事業化</li> <li>伝統工芸の後継者支援</li> <li>農林水産物の国内・海外プロモーション</li> </ul>  |
| 観光・交流 | <ul style="list-style-type: none"> <li>半島地域の資源を活かした周遊型観光商品の開発</li> <li>インバウンド推進施策（海外での観光プロモーション）</li> <li>メディアを活用した情報発信（首都圏）・観光キャンペーン</li> <li>観光施設等の整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>定住を促進するためのセミナーなどのプロモーション</li> <li>空き家・廃校等の遊休施設を活用した交流の取組</li> <li>観光施設等の整備</li> </ul> |
| 生活・環境 | <ul style="list-style-type: none"> <li>広域コミュニティバス等移動手段の運営</li> <li>海岸漂着物などの廃棄物処理</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティバス等移動手段の運営</li> <li>海岸漂着物などの廃棄物処理</li> </ul>                                    |